告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

一 道路の種類 県道

路線名越谷川口線

三 道路の区域

新 B	旧 A	新
		別
目一七番一地先まで番二地先から同市新越谷二丁越谷市南越谷一丁目二九三二	先まで ・ に同市新越谷二丁目九番一地 越谷市弥生町八八九番地先か	区間
一五・九〇~ 二七・九八	八・六七~	(メートル)敷地の幅員
一三六三・九五	111110.0	(メートル) 長
	越谷市へ移管	備考